

兵庫県信用組合との連携協定の締結 “中小企業をサポートする協定”

市では、平成 26 年 1 月に施行された「産業競争力強化法」に基づき、地域での創業を促進するため、三木市が創業支援事業者として兵庫県信用組合とともに三木市創業支援事業計画を作成し、経済産業省・総務省の認定を受けました。

そこで、このたび兵庫県信用組合と連携した地方創生を進めていくため、包括連携協定を締結します。

1 連携協定を結ぶ三木市の目的

市は、中小企業が 99%という地域性において兵庫県信用組合と包括連携協定を結ぶことにより、これまで市単独で中小企業支援を行ってきた分野において、金融機関のノウハウやネットワークも活用することで地場産業の活性化につなげていきます。

2 連携協定の概要

- ① 中小企業および創業の支援に関すること
- ② 地域資源を活用した地域製品の PR および普及支援などに関する
こと
- ③ 人口減少対策、地域経済活性化、雇用マッチングに関すること
- ④ その他、三木市および兵庫県信用組合が必要と認める地方創生
に関すること

3 協定内容

別紙資料のとおり

問い合わせ先 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000（内線 2412）